
八尾市行財政改革指針

(平成 27 年度～平成 30 年度)

平成 27 年6月

八尾市

目次

I.	これまでの行財政改革の取り組みについて	1
1.	行財政改革プログラム策定までの取り組み	1
2.	行財政改革プログラムに基づく行財政改革の取り組み	2
(1)	第1期行財政改革プログラムの策定と取り組み	2
(2)	第2期行財政改革プログラムの策定と取り組み	2
II.	これまでの取り組みにおける成果と現状	4
1.	行財政改革プログラムの取り組みによる成果	4
(1)	3つの推進目標に基づく取り組み	4
(2)	取り組み実績と効果額	6
(3)	行財政改革の取り組みの現状	7
2.	八尾市民意識調査の結果	8
(1)	本市の取り組みについての意見	8
(2)	本市の取り組みへの満足度	9
3.	八尾市の財政状況	10
(1)	一般会計決算の状況	10
(2)	基金及び地方債残高の状況	12
(3)	財政健全化判断比率	13
4.	八尾市の人員の状況	15
(1)	職員数の推移について	15
(2)	女性職員数の推移について	16
(3)	育児休業取得職員数の推移について	17
(4)	職員の超過勤務時間等の推移について	18
III.	これからの課題	19
1.	本市を取り巻く課題	19
2.	財政の課題	20
(1)	歳入に関する見通し	20
(2)	歳出に関する見通し	20
3.	人員の課題	22
(1)	人員配置	22
(2)	女性の活躍と働き方の見直し	23
IV.	これからの行財政改革	25
1.	これからの行財政改革の方向性	25
2.	新たな行財政改革の取り組み	26
3.	新たな目標と推進の視点	27
4.	推進期間と推進体制	28
(1)	推進期間	28

(2)	推進体制とスローガン	28
(3)	推進方法.....	28
V.	行財政改革の具体的な取り組み	30
1.	視点1 「選択と集中」を図る	30
(1)	政策の柱となる施策の重点化.....	31
(2)	事務事業実施におけるサービス水準の見直しと最適化	31
2.	視点2 「行政や財政の仕組み」を変える	33
(1)	まちづくりの視点を変える	33
(2)	公共施設のあり方を変える	33
(3)	行政運営の仕組みを変える	34
(4)	財政運営の仕組みを変える	34
(5)	職員の働き方と意識を変える	35
3.	視点3 「行政の仕事の仕方」を変える	36
(1)	業務フローの見直し	36
(2)	サービス実施主体の見直し	36
(3)	費用負担のあり方の見直し	37
VI.	用語説明	38

I. これまでの行財政改革の取り組みについて

1. 行財政改革プログラム策定までの取り組み

本市では、これまでも急激な社会経済状況の変化や危機的な財政の悪化など、厳しい状況を幾度も経験してきましたが、それぞれの時代背景のもと、行財政改革に取り組みながら、市民が住み続けたいと思うまちづくりに努めてきた歴史があります。

近年では、市民と行政の協働を理念として、平成12年8月には、「八尾市行政改革大綱」（以下「行政改革大綱」という。）を、平成16年9月には、いわゆる三位一体の改革に対応し、持続可能な財政基盤を確立していくために「八尾市財政健全化基本方針」（以下「財政健全化方針」という。）を策定するとともに、平成18年3月には「八尾市集中改革プラン」（以下「集中改革プラン」という。）を策定し、財政状況の改善に向けた行財政改革に取り組んできました。

一方、政策の推進にあたっては、総合計画に掲げる将来都市像の実現に努めてきたところですが、公職選挙法の改正により平成19年度のマニフェストを掲げた市長選挙以降、市長マニフェストにおける基本姿勢の実現をめざして、市政運営を行うことが求められるようになりました。

2. 行財政改革プログラムに基づく行財政改革の取り組み

(1) 第1期行財政改革プログラムの策定と取り組み

このような状況のもと、本市では、著しい環境の変化や厳しい財政状況下にあっても、財政の健全化のみならず、市民サービスの向上を図るために、市民参加を基軸としながら知恵と工夫によって新たなまちづくりを進めていくことをめざし、平成19年度から平成22年度を推進期間とする「八尾市行財政改革プログラム」（以下「第1期行財政改革プログラム」という。）を策定し、行財政改革に取り組んできました。

第1期行財政改革プログラムでは、前述の行政改革大綱、財政健全化方針及び集中改革プランを包含するものとして1つに整理を行うとともに、3つの推進目標である「市民とともに歩む」、「市役所が変わる」、「公共サービスを変える」のもと取り組みを体系化し、新たな八尾のまちづくりに向けた持続可能な行財政運営の確立と総合計画及び市長マニフェストにおける基本姿勢の実現化をめざしました。

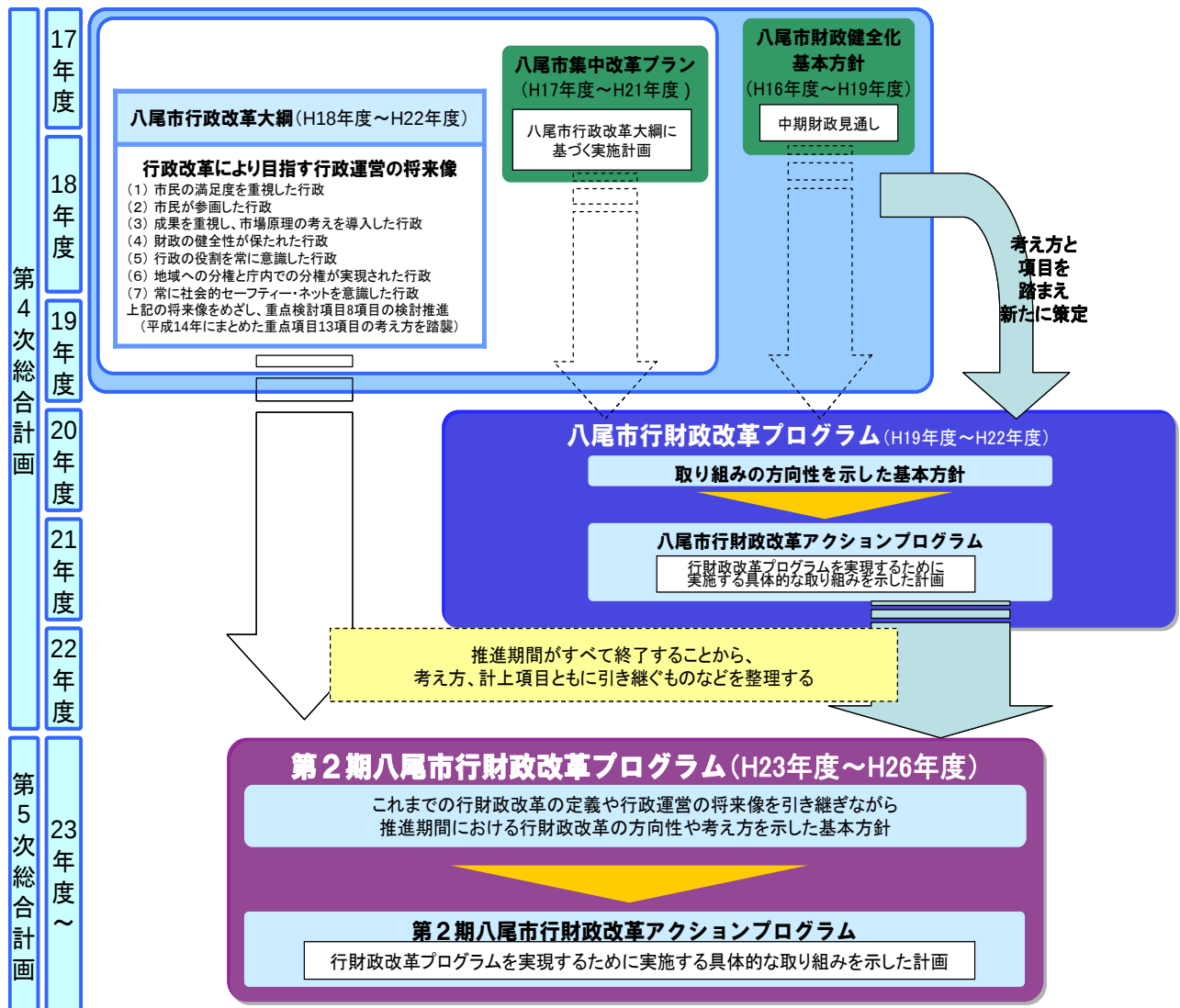
また、第1期行財政改革プログラムの実行計画である八尾市行財政改革アクションプログラム（以下「第1期行財政改革アクションプログラム」という。）では、各取り組みの内容とスケジュールを明らかにするとともに、中期財政見通しに基づく収支改善目標より財政的効果の目標を設定し、各年度における取り組みの進捗状況の把握を行ってきました。

(2) 第2期行財政改革プログラムの策定と取り組み

平成23年度からは、第1期行財政改革プログラムの成果と課題を踏まえ、一定の成果が得られた取り組みについては、以降、通常の業務において取り組んでいくとともに、第1期行財政改革プログラムの推進期間である4年間において取り組み済みとならなかった取り組みについては、課題整理を行ったうえで、継続して取り組むこととしました。

また、本市の地域特性や市民ニーズに対応した施策の推進、個性あふれる取り組みを積極的に展開するため、市民の協力・連携、理解を得ながら引き続き計画的に推進していく必要があることから、平成26年度までを推進期間とする第2期八尾市行財政改革プログラム（以下「第2期行財政改革プログラム」という。）及び第2期八尾市行財政改革アクションプログラム（以下「第2期行財政改革アクションプログラム」という。）を策定し、行財政改革に取り組んできました。

(参考) これまでの行財政改革に関するプログラムなどの関係と推進期間



II. これまでの取り組みにおける成果と現状

1. 行財政改革プログラムの取り組みによる成果

(1) 3つの推進目標に基づく取り組み

第1期及び第2期行財政改革プログラムにおいては、3つの推進目標に基づく取り組みを実施しました。

① 市民とともに歩む

市民と行政が共通の目標に向かって、それぞれの役割分担を明確にしながら、協働の取り組みを進めていくという考え方に立ち、市民ニーズに応えるための行政サービスの利便性向上の取り組みや、市民参画・協働の推進、透明性の高い自治体経営を行うための情報公開の充実などに取り組んできました。

特に、第5次総合計画では、まちづくりを市全体と地域と両方の視点により推進することとし、それぞれの地域が、行政と地域とが適切な役割分担のもとに協力しあい、自らの想いの実現に向けて主体的にまちづくりを進めている状況をめざして地域分権を行うこととしています。その地域分権の仕組みとして、校区まちづくり協議会、わがまち推進計画や地域予算制度について、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に位置付けました。さらに、八尾スタイルの地域分権を進め、地域と向き合う施策を展開していくため、出張所などの地域拠点のあり方を検証し、出張所の機能再編を進めています。

出張所の機能を「事務手続きの窓口」から「地域拠点」へ

【窓口業務を段階的に廃止・縮小】



【行政拠点としての活用】

- ① 地域と向き合う視点での施策展開の拠点
- ② 地域のまちづくり支援の拠点
- ③ 市民に身近な行政サービスの拠点

【市民や地域が活動する拠点としての活用】

- ④ コミュニティの推進・生涯学習の支援の拠点

② 市役所が変わる

市民とともに行財政改革を進めていくためには、職員や組織といった市役所の内部が変わらなければならないという考え方に立ち、研修の充実、知識・技術の継承の仕組みづくり、組織機構の見直し、定員管理の推進、勤務労働条件の見直しなどに取り組んできました。特に、集中改革プランに基づく人員削減の取り組みをしたことにより、人件費の削減とともに、業務の見直しや職員の役割を見直すことにつながりました。

また、第２期行財政改革プログラム期間においては、内部統制・リスクマネジメントの強化という新たな視点を取り入れ、市民の信頼を得るための取り組みを進めてきました。

③ 公共サービスを変える

市民ニーズの多様化や市民のまちづくりへの参加意欲が高まる一方、増加する業務量や財政状況の悪化などから、これまで実施していた公共サービスを継続していくことや、新たな市民ニーズに対応した公共サービスを提供することが困難となっていることから、市の関与の見直し（事務事業の見直し）や公民協働手法（窓口業務などの外部委託や指定管理者制度）の活用推進、ＩＣＴの活用における基幹システムの最適化、自主財源の確保、公益法人制度改革、市立病院における地方公営企業法の全部適用への移行やＰＦＩ事業者との協力関係を強化しながら経営基盤の強化を図るための病院改革プランの推進などに取り組んできました。

中でも、公民協働手法の活用推進については、平成 20 年 3 月に「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」を策定し、その後、「「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化指針」及び「提案型公共サービス実施制度に関するガイドライン」、「多様な人材活用に関するガイドライン」、「市民と行政の協働に関するガイドライン」を策定しながら、行政の関与の見直しとともに多様な人材を活用することに取り組んできました。

特に、提案型公共サービス実施制度を活用し、健康保険課をはじめとした窓口業務の外部委託の導入を図ってきたことについては、新たな公民協働のスタイルとして定着しつつあります。

（２） 取り組み実績と効果額

第１期行財政改革アクションプログラムにおいては、341 の取り組みに対して 298 の取り組みが取り組み済み（取り組み率：87.4%）となり、財政的効果としては、85 億 600 万円の目標に対して、84 億 7,100 万円の実績となっており、また、第２期行財政改革アクションプログラムにおいては、平成 26 年度の見込みとしては、205 の取り組みに対して 200 の取り組みが取り組み済み（取り組み率：97.6%）となり、財政的効果としては、29 億 1,800 万円の目標に対して、59 億 6,800 万円となりました。

【第２期行財政改革アクションプログラム 体系別取り組み状況（見込み）】

大分類	中分類	小分類	項目数	取り組み内容		
				全体	うち H26年度まで に取り組み済	取り組み率
市民とともに歩む			18	29	29	100.0%
10 みんなでまちを創る			8	9	9	100.0%
1010 市民参画・市民との協働の推進			6	7	7	100.0%
1020 市政・地域情報の発信			2	2	2	100.0%
20 市民ニーズに応える			5	13	13	100.0%
2010 行政サービスの向上			3	8	8	100.0%
2020 災害への備え			1	4	4	100.0%
2030 親切丁寧な対応の推進			1	1	1	100.0%
30 自治体経営が見える			5	7	7	100.0%
3010 市政情報の公開			1	1	1	100.0%
3020 行政評価の定着と活用			2	4	4	100.0%
3030 第三者の視点による点検			2	2	2	100.0%
市役所が変わる			10	11	10	90.9%
40 職員が変わる			6	7	6	85.7%
4010 職員の資質向上・意識改革			3	3	3	100.0%
4020 人事評価の改革			1	2	1	50.0%
4030 給与等の勤務条件の見直し			2	2	2	100.0%
50 組織が変わる			4	4	4	100.0%
5010 職員の定員管理の適正化			1	1	1	100.0%
5020 組織の活性化			1	1	1	100.0%
5030 内部統制・リスクマネジメントの強化			2	2	2	100.0%
公共サービスを変える			87	165	161	97.6%
60 サービス実施主体の見直し			4	15	15	100.0%
6010 公民協働手法の活用			4	15	15	100.0%
70 都市の関係を変える			2	2	2	100.0%
7010 広域連携の推進			2	2	2	100.0%
80 行財政の健全化			81	148	144	97.3%
8010 事務事業の見直し			27	33	32	97.0%
8020 事務の効率化			5	6	6	100.0%
8030 ICTの活用			4	4	4	100.0%
8040 公会計の整備・予算編成手法の見直し			2	2	2	100.0%
8050 補助金の見直し			1	1	1	100.0%
8060 自主財源の確保・適正化			11	33	31	93.9%
8070 外郭団体の経営改善・充実			13	41	40	97.6%
8080 公共施設・インフラの見直し			3	5	5	100.0%
8090 公営企業等の経営健全化			15	23	23	100.0%
合 計			115	205	200	97.6%

【第2期行財政改革アクションプログラム プログラム体系別効果額（見込み）】

（単位：百万円）

大分類	中分類	計画期間								計画期間累計効果額	
		平成23年度	平成23年度 決算	平成24年度	平成24年度 決算	平成25年度	平成25年度 決算	平成26年度	平成26年度 決算（見込み）	当 初	平成26年度 決算反映後
市民とともに歩む	みんなでまちを創る	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民ニーズに応える	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自治体経営が見える	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市役所が変わる	職員が変わる	0	14	0	214	0	307	0	292	0	827
	組織が変わる	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公共サービスを変える	サービス実施主体の見直し	28	30	51	53	66	76	73	91	218	250
	都市の関係を変える	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行財政の健全化	447	449	474	749	246	2,574	1,533	1,119	2,700	4,891
合 計		475	493	525	1,016	312	2,957	1,606	1,502	2,918	5,968

【第2期行財政改革アクションプログラム 中期財政見通し項目別効果額（見込み）】

（単位：百万円）

項目／年度	計画期間								計画期間累計効果額	
	平成23年度	平成23年度 決算	平成24年度	平成24年度 決算	平成25年度	平成25年度 決算	平成26年度	平成26年度 決算（見込み）	当 初	平成26年度 決算反映後
財政健全化方策による効果額										
歳入の改善（1）	300	302	303	455	56	1,975	926	505	1,585	3,237
市税等の収納率の向上	9	2	9	17	9	28	9	31	36	78
受益者負担原則の徹底	0	0	33	31	46	47	67	78	146	156
未利用地の有効活用	290	299	260	384	0	1,017	0	296	550	1,996
その他の自主財源	1	1	1	23	1	883	850	100	853	1,007
行政の効率化とスリム化（2）	175	191	222	561	256	982	680	997	1,333	2,731
事務事業の見直し等	86	88	122	239	155	541	587	614	950	1,482
外郭団体の見直し	16	16	24	32	24	55	0	8	64	111
公営企業等の経営健全化	73	73	76	77	77	79	93	83	319	312
人件費総額の抑制	0	14	0	213	0	307	0	292	0	826
合計（1）+（2）	475	493	525	1,016	312	2,957	1,606	1,502	2,918	5,968

（3） 行財政改革の取り組みの現状

第1期及び第2期行財政改革プログラムにおいては、3つの推進目標に基づき、事務事業やこれを構成する個々の業務の見直しを行うことにより、財政的效果を生み出してきました。

また、一方で、出張所の機能再編に着手することや、公民協働手法の推進による窓口業務の外部委託などを進めるなど、市民サービスや職員の役割を大きく変える取り組みにも着手し始めました。

このように、事務事業レベルでの見直しについては、市全体で取り組みが進み、一定の成果を上げることができた一方で、行政サービスの水準や行政の関与のあり方の見直しについては、今後さらなる取り組みが求められています。

2. 八尾市民意識調査の結果

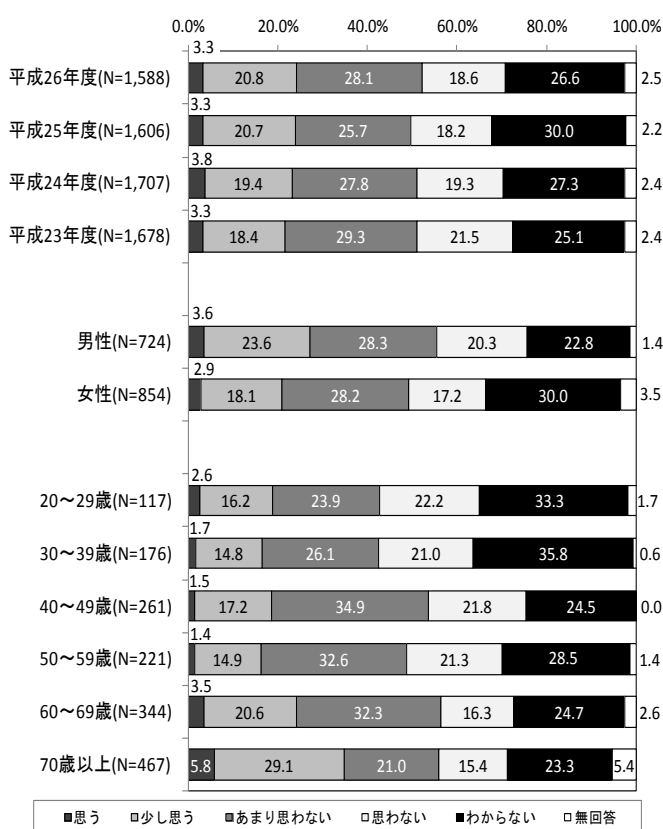
(1) 本市の取り組みについての意見

市民の意識や地域での活動状況などを把握するために毎年実施をしている八尾市民意識調査において、行政の取り組みが改善されているかについての平成26年度時点の回答をみると、否定的な意見（「思わない」と「あまり思わない」の合計）（46.7%）が肯定的意見（「思う」と「少し思う」の合計）（24.1%）を上回っている状況になっていますが、経年変化をみると、肯定的意見は、増加傾向にあります。

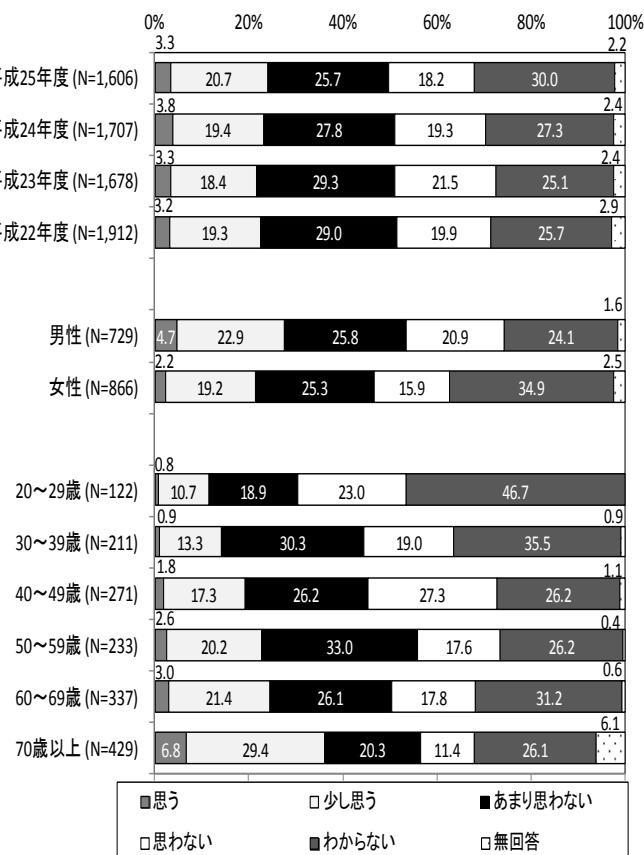
また、肯定的意見は、年齢層が高くなるほど多くなる傾向にあります。若年層においても、平成25年度と比べてみると、20代では、7.3ポイント、30代では2.3ポイント上昇しており、若年層の意識が肯定的に変化しています。

年度別・性別・年齢別 「行政の取り組みが改善されているかの評価」

平成26年度調査結果



(参考) 平成25年度調査結果



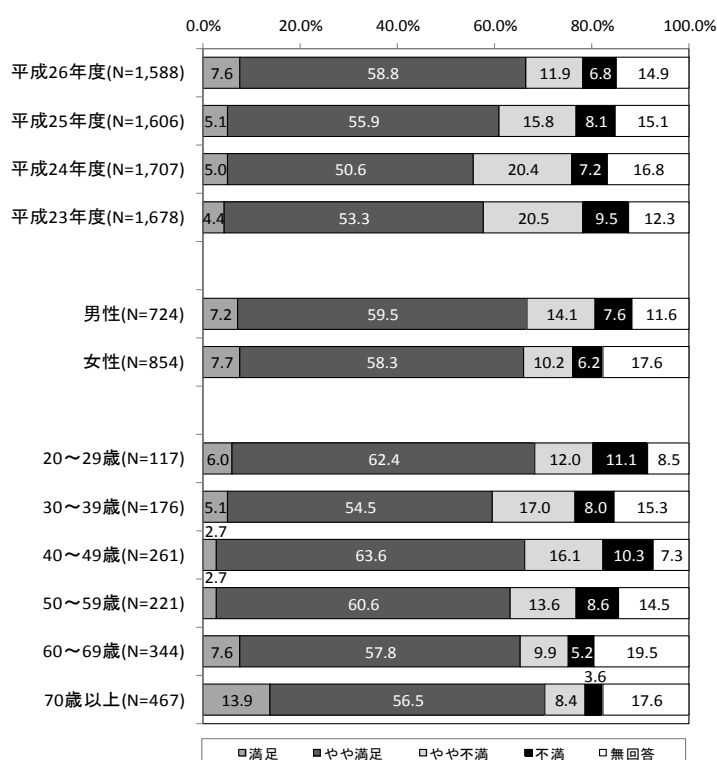
(2) 本市の取り組みへの満足度

また、八尾市民意識調査において、同様に平成26年度時点の八尾市の取り組みの満足度をみると、「やや満足」が58.8%で最も多く、次いで「やや不満」(11.9%)となっており、肯定的意見(「満足」と「やや満足」の合計)は、66.4%と7割近くまで上昇してきています。

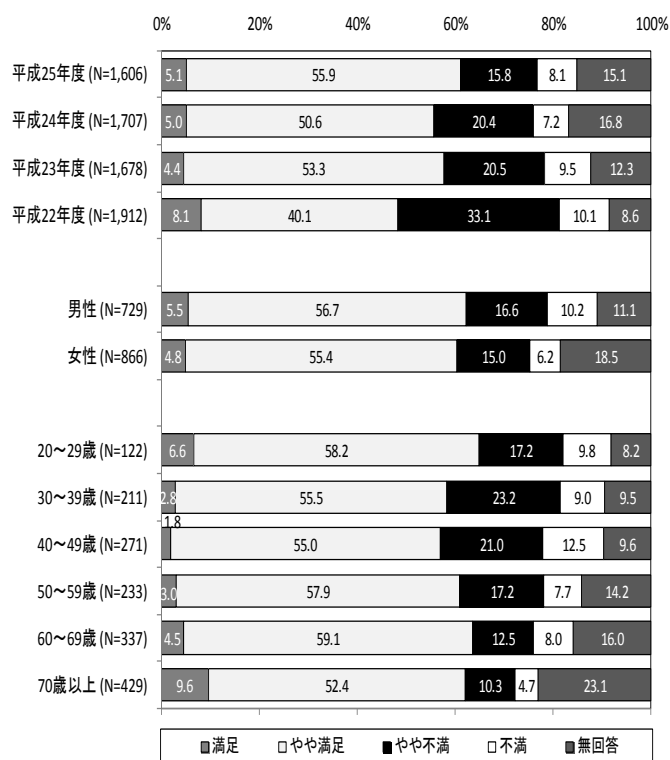
また、すべての年齢層において、満足度が上昇しています。

年度別・性別・年齢別 「八尾市の取り組みの満足度」

平成26年度調査結果



(参考) 平成25年度調査結果



3. 八尾市の財政状況

(1) 一般会計決算の状況

① 歳入

歳入は毎年度増加しており、平成 25 年度の歳入総額は 1 千億円を超えましたが、その主な要因は、国・府支出金、地方債などの依存財源の増加によるものとなっています。

一方、使途が特定されず、どの経費にも自由に充当することができる一般財源（地方税、地方譲与税、地方交付税など）の状況は横ばいとなっています。

② 歳出

性質別では、人件費については、職員の世代交代の影響などにより毎年度減少しており、扶助費は伸びの鈍化は見られるものの、増加しており、物件費も増加しています。

また、普通建設事業費は、平成 23 年度以降、学校園施設をはじめとする公共施設の耐震化工事や、JR 八尾駅周辺整備事業、八尾図書館の建て替え工事などの大規模工事が集中したため、大幅に増加しています。

平成 25 年度の歳出決算の目的別では、民生費が最も多く、次いで、総務費、教育費、土木費の順となっています。

なお、民生費については、社会保障関係経費などの増加に伴い、毎年度増加傾向にあり、また、教育費については、平成 23 年度以降重点的に取り組んでいる学校園施設の耐震化工事などにより、大幅に増加しています。

③ 歳入・歳出差引

歳入から歳出を差し引き、さらに翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は、平成 21 年度以降、歳入の確保などにより、財政調整基金や公共公益施設整備基金を取り崩すことなく、黒字を計上してきたところですが、平成 26 年度の決算見込みでは、大幅な基金の取り崩しを余儀なくされています。

一般会計・特別会計決算額推移

(単位: 千円)

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度決算見込
一般会計	歳入決算額	A	91,740,534	91,651,235	94,392,175	97,056,786	105,862,192	103,980,110
	歳出決算額	B	91,471,242	90,496,855	93,484,855	95,590,069	103,071,109	103,354,255
	歳入歳出差引額	C(A-B)	269,292	1,154,380	907,320	1,466,717	2,791,083	625,855
	翌年度繰越事業財源充当額	D	187,245	164,774	282,250	850,666	665,722	607,751
	実質収支額	E(C-D)	82,047	989,606	625,070	616,051	2,125,361	18,104
国保	歳入決算額	A	30,281,176	31,230,914	31,846,590	32,628,288	33,414,235	33,447,457
	歳出決算額	B	31,413,492	32,117,088	32,836,798	33,758,180	34,543,635	34,336,266
	歳入歳出差引額(実質収支額)	C(A-B)	▲ 1,132,316	▲ 886,174	▲ 990,208	▲ 1,129,892	▲ 1,129,400	▲ 888,809
介護	歳入決算額	A	16,634,902	17,322,263	17,949,970	18,622,118	19,508,006	20,850,906
	歳出決算額	B	16,327,645	17,029,339	17,814,253	18,511,966	19,504,001	20,615,976
	歳入歳出差引額(実質収支額)	C(A-B)	307,257	292,924	135,717	110,152	4,005	234,930
下水道	歳入決算額	A	13,787,371	15,988,720	13,732,753	13,318,551	13,851,508	13,759,832
	歳出決算額	B	13,761,340	15,908,318	13,578,564	13,162,161	13,678,110	12,587,470
	歳入歳出差引額(実質収支額)	C(A-B)	26,031	80,402	154,189	156,390	173,398	1,172,362
財産区	歳入決算額	A	1,379	322	1,793	249	246	254
	歳出決算額	B	1,379	322	1,793	249	246	254
	歳入歳出差引額(実質収支額)	C(A-B)	0	0	0	0	0	0
後期高齢	歳入決算額	A	4,120,011	4,376,304	4,566,359	5,051,803	5,317,520	5,429,567
	歳出決算額	B	4,090,996	4,346,034	4,479,776	4,945,518	5,280,156	5,391,703
	歳入歳出差引額(実質収支額)	C(A-B)	29,015	30,270	86,583	106,285	37,364	37,864
土地取得	歳入決算額	A	-	-	-	-	408,841	878,352
	歳出決算額	B	-	-	-	-	408,841	878,352
	歳入歳出差引額(実質収支額)	C(A-B)	-	-	-	-	0	0
老健	歳入決算額	A	67,292	39,774	-	-	-	-
	歳出決算額	B	103,489	39,774	-	-	-	-
	歳入歳出差引額(実質収支額)	C(A-B)	▲ 36,197	0	-	-	-	-
特別会計合計	歳入決算額	A	64,892,131	68,958,297	68,097,465	69,621,009	72,500,356	74,366,368
	歳出決算額	B	65,698,341	69,440,875	68,711,184	70,378,074	73,414,989	73,810,021
	歳入歳出差引額	C(A-B)	▲ 806,210	▲ 482,578	▲ 613,719	▲ 757,065	▲ 914,633	556,347
	翌年度繰越事業財源充当額	D	0	0	0	0	0	0
	実質収支額	E(C-D)	▲ 806,210	▲ 482,578	▲ 613,719	▲ 757,065	▲ 914,633	556,347
一般・特別会計	歳入決算額	A	156,632,665	160,609,532	162,489,640	166,677,795	178,362,548	178,346,478
	歳出決算額	B	157,169,583	159,937,730	162,196,039	165,968,143	176,486,098	177,164,276
	歳入歳出差引額	C(A-B)	▲ 536,918	671,802	293,601	709,652	1,876,450	1,182,202
	翌年度繰越事業財源充当額	D	187,245	164,774	282,250	850,666	665,722	607,751
	実質収支額	E(C-D)	▲ 724,163	507,028	11,351	▲ 141,014	1,210,728	574,451

企業会計決算額推移

(単位: 千円)

病院会計	収益の収入	A	9,059,383	9,598,837	10,169,063	10,947,596	11,459,663	12,046,330
	収益の支出	B	10,197,703	9,849,934	10,165,497	10,674,524	11,277,961	11,952,219
	収益の収入支出差引額	C(A-B)	▲ 1,138,320	▲ 251,097	3,566	273,072	181,702	94,111
	資本の収入	D	1,414,511	583,186	1,031,000	772,990	687,664	964,306
	資本の支出	E	1,096,357	911,877	1,374,870	1,159,014	1,085,260	1,580,686
	資本の収入支出差引額	F(D-E)	318,154	▲ 328,691	▲ 343,870	▲ 386,024	▲ 397,596	▲ 616,380
水道会計	収益の収入	A	6,435,449	6,481,864	6,091,664	6,048,370	6,161,476	6,128,324
	収益の支出	B	6,233,124	5,978,519	5,879,162	5,564,887	5,343,142	5,439,469
	収益の収入支出差引額	C(A-B)	202,325	503,345	212,502	483,483	818,334	688,855
	資本の収入	D	531,423	607,970	694,427	608,940	640,125	851,100
	資本の支出	E	1,307,228	1,563,500	1,487,720	1,488,162	1,680,712	2,056,527
	資本の収入支出差引額	F(D-E)	▲ 775,805	▲ 955,530	▲ 793,293	▲ 879,222	▲ 1,040,587	▲ 1,205,427

（２） 基金及び地方債残高の状況

第２期行財政改革プログラムの策定時には、平成 26 年度末には財政調整基金及び公共公益施設整備基金がほぼ枯渇すると見込まれていましたが、行財政改革に取り組んだ成果として、計画最終年度である平成 26 年度末見込みで基金残高（財政調整基金及び公共公益施設整備基金）を、76 億円までに回復を果たしたところです。

また、本市の地方債残高は、地方交付税の代替である臨時財政対策債を除けば、この間減少してきており、近年は学校園施設の耐震化工事などの取り組みにより、地方債の発行は増加していますが、一般会計の地方債残高は、臨時財政対策債を除けば、平成 19 年度末では 617 億円であったものが、平成 26 年度末見込みでは 484 億円までに減少しています。

基金残高推移

（単位：千円）

区分/年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	年度末残高	年度末残高	年度末残高	年度末残高	年度末残高	年度末残高 (見込み)
財政調整基金	5,021,364	5,037,368	5,554,007	5,887,923	6,212,052	6,419,345
公共公益施設整備基金	1,683,286	1,897,901	1,909,289	1,914,269	2,899,186	1,206,085
その他特定目的基金	2,721,911	2,526,788	2,532,406	2,692,787	2,605,071	2,472,519
合計	9,426,561	9,462,057	9,995,702	10,494,979	11,716,309	10,097,949

地方債残高推移

（単位：千円）

区分/年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	年度末残高	年度末残高	年度末残高	年度末残高	年度末残高	年度末残高 (見込み)
普通債（事業債）	44,603,434	41,306,455	38,572,115	37,602,414	37,968,198	39,030,316
臨時財政対策債	21,193,821	25,555,625	29,395,181	33,564,454	37,472,170	40,215,847
臨時税収補てん債	897,326	787,301	674,777	559,695	441,998	321,626
住民税減税補てん債	6,664,412	5,794,091	4,912,786	4,019,157	3,114,221	2,486,049
退職手当債	3,550,000	4,170,000	4,690,000	4,810,000	4,160,000	3,510,000
第三セクター等 改革推進債	0	0	0	0	3,423,000	3,080,700
合計	76,908,993	77,613,472	78,244,859	80,555,720	86,579,587	88,644,538
合計（臨時財政対策債を除く）	55,715,172	52,057,847	48,849,678	46,991,266	49,107,417	48,428,691

(3) 財政健全化判断比率

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政の全体像を明らかにするもので、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標で、それぞれに「早期健全化基準」「財政再生基準」が設けられており、監査委員の審査や市議会への報告、市民への公表などが義務付けられています。

(i) 実質赤字比率

(単位: %)

	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算
実質赤字比率	— (0.15%の黒字)	— (1.87%の黒字)	— (1.17%の黒字)	— (1.14%の黒字)	— (3.90%の黒字)

実質赤字比率は、一般会計などに生じている赤字を標準財政規模に対する比率で表したもので、早期健全化基準が 11.25%の赤字、財政再生基準が 20.00%の赤字となっています。

本市においては、黒字であることから、表では「—」で表示しています。

(ii) 連結実質赤字比率

(単位: %)

	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算
連結実質赤字比率	— (5.53%の黒字)	— (9.95%の黒字)	— (11.14%の黒字)	— (13.65%の黒字)	— (18.57%の黒字)

連結実質赤字比率は、市立病院や水道事業などの公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字を標準財政規模に対する比率で表したもので、早期健全化基準が 16.25%の赤字、財政再生基準が 35.00%の赤字となっています。

本市においては、黒字であることから、表では「—」で表示しています。

(iii) 実質公債費比率

(単位: %)

	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算
実質公債費比率	6.7	6.4	6.7	6.7	6.9

実質公債費比率は、一般会計などが負担する公債費の元利償還金及び準元利償還金を標準財政規模に対する比率で表したもので（3ヵ年の平均で求められます。）で、早期健全化基準が 25.0%、財政再生基準が 35.0%となっています。

本市においては、平成22年度までは毎年度減少していましたが、平成23年度以降は増加傾向にあります。

(iv) 将来負担比率

(単位：％)

	平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度決算	平成25年度決算
将来負担比率	79.6	63.3	53.9	43.0	40.1

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債（地方債など）を標準財政規模に対する比率で表したもので、早期健全化基準が 350.0％となっています（財政再生基準は設けられていません。）。この比率が高ければ、将来、財政を圧迫する可能性が高いことになります。

本市においては、毎年度低下してきましたが、これまで取り組んできた公共施設の耐震化工事やＪＲ八尾駅周辺整備事業、八尾図書館の建て替え工事などの地方債償還がこれから始まるため、将来負担比率は若干上昇するものと見込んでいます。

4. 八尾市の人員の状況

行政改革大綱の重点項目として、職員の定員適正化の推進を位置づけ、平成13年度から5年間で100人を削減する定員適正化計画を策定し、結果として101人の職員数を削減（1年前倒しで実施済み）しました。

平成18年3月には、集中改革プランに基づく第二次定員適正化計画を策定し、平成22年4月1日までに、職員を112人の純減（△4.6%）とする目標値を設定し、定員の適正化に取り組んできました。取り組みの結果、目標値を96人上回る208人の純減（△8.6%）となりました。

（1） 職員数の推移について

第2期八尾市行財政改革アクションプログラムの推進期間である平成23年度から平成26年度までの間の人員の状況については、平成22年度当初を目標としていた「集中改革プラン」における目標値を目安としながら、大阪府からの権限移譲や地域分権への取り組みなどを踏まえ、業務量の十分な精査を進めながら必要最小限の人員配置に努めてきました。

その結果として、平成22年度から平成26年度にかけて、2,206人から2,297人へ91人増加しています。

平成22年度～平成26年度における職員数の推移

（単位：人）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	(H26-H22増減)
政策企画部	26	22	22	22	23	▲ 3
総務部	86	80	79	77	77	▲ 9
財政部	96	98	100	104	102	6
人権文化ふれあい部	126	130	132	132	132	6
健康福祉部	198	207	218	221	233	35
こども未来部	217	215	208	213	227	10
経済環境部	215	238	246	244	246	31
建築都市部	93	101	102	105	107	14
土木部	131	130	124	123	120	▲ 11
会計課	6	6	7	7	7	1
消防本部	242	245	249	254	256	14
市立病院	429	429	443	458	469	40
水道局	98	95	92	86	85	▲ 13
教育委員会事務局	210	191	186	176	181	▲ 29
市議会事務局	15	15	15	15	15	0
選挙管理委員会事務局	7	7	7	7	7	0
監査事務局	7	6	6	6	6	▲ 1
公平委員会事務局	1	1	1	1	1	0
農業委員会事務局	3	3	3	3	3	0
合計	2,206	2,219	2,240	2,254	2,297	91
増減		13	21	14	43	

（各年度4月1日現在）

(2) 女性職員数の推移について

① 女性職員数について

平成 22 年度から平成 26 年度までの間に職員数全体が増加する中で、女性職員数についても増加しています。

係長職や主査などの職員である監督職の女性職員比率は、平成 22 年度の 35.2%から、平成 26 年度においては 43.1%と、実務の中心を担う監督職の約半数が女性職員となっており、女性職員比率を超える水準にまで達しています。

平成 22 年度～平成 26 年度における職員数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
職員数(人)	2,206	2,219	2,240	2,254	2,297
増減(人)		13	21	14	43
女性職員数(人)①	821	816	833	856	879
男性職員数(人)②	1,385	1,403	1,407	1,398	1,418
女性職員比率(%)	37	37	37	38	38
女性管理職数(人)③	73	57	63	63	66
男性管理職数(人)④	341	343	355	356	370
女性管理職比率(%)	18	14	15	15	15
女性監督職数(人)⑤	319	324	358	397	424
男性監督職数(人)⑥	587	571	553	550	560
女性監督職比率(%)	35	36	39	42	43
女性管理監督職比率(%)	30	29	32	34	35

(決算審査特別委員会資料{各年度 4 月 1 日現在}から抜粋)

※「女性職員比率」は、「①」を「①+②」で除したものの。

※「女性管理職比率」は、「③」を「③+④」で除したものの。

※「女性監督職比率」は、「⑤」を「⑤+⑥」で除したものの。

※「女性管理監督職比率」は、「③+⑤」を「③+④+⑤+⑥」で除したものの。

② 監督職職員の年齢構成の推移について

事務に従事する行政職給料表の適用を受けている職員のうち、監督職職員の年齢構成をみると、31 歳から 45 歳までの区分がその多くを占めています。

女性職員の場合では、平成 23 年度ですでに 83%を超え、平成 26 年度も同様の水準ですが、特に 31 歳から 35 歳の区分が増加するなど、数年間で年齢構成が変わってきています。

また、この年齢層は、出産や育児を迎える世代であり、実務の中心を担いつつ、出産や育児に関わる時期にあたります。

平成 23 年 4 月 1 日現在行政職給料表適用者(保育士除く)年齢構成状況
(監督職、年齢は年度末年齢)

年齢区分	女性(人)	比率(%)	男性(人)	比率(%)	計(人)	比率(%)
30歳以下	0	0.00	1	0.33	1	0.27
31歳～35歳	6	8.45	34	11.30	40	10.75
36歳～40歳	31	43.66	97	32.23	128	34.41
41歳～45歳	22	30.99	81	26.91	103	27.69
46歳～50歳	4	5.63	20	6.64	24	6.45
50歳超	8	11.27	68	22.59	76	20.43
合計	71	100.00	301	100.00	372	100.00

※「比率」は、「年齢区分」における人数を「合計」人数で除したもの。

平成 26 年 4 月 1 日現在行政職給料表適用者(保育士除く)年齢構成状況
(監督職、年齢は年度末年齢)

年齢区分	女性(人)	比率(%)	男性(人)	比率(%)	計(人)	比率(%)
30歳以下	1	0.99	4	1.41	5	1.30
31歳～35歳	27	26.73	62	21.83	89	23.12
36歳～40歳	29	28.71	81	28.52	110	28.57
41歳～45歳	28	27.72	73	25.70	101	26.23
46歳～50歳	13	12.87	21	7.39	34	8.83
50歳超	3	2.97	43	15.14	46	11.95
合計	101	100.00	284	100.00	385	100.00

※「比率」は、「年齢区分」における人数を「合計」人数で除したもの。

(3) 育児休業取得職員数の推移について

子の育児に伴う職員の育児休業については、平成 22 年度から平成 25 年度までの間に大きな取得人数の増加は見られません。

しかしながら、監督職に任用される年齢層に、出産や育児を迎え、育児休業を取得するケースが多くみられるようになっていきます。また、10 人以下の少人数職場において、同時に複数職員の育児休業取得も見られるようになってきています。

育児休業及び部分休業の取得者数については、この間で増加しており、育児休業を取得する職員の所属する職場においては、欠員となっています。

平成 22 年度～平成 25 年度における職員の育児休業・部分休業取得状況

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児休業	41	42	41	49
部分休業	23	34	35	42
合計	64	76	76	91

(総務省勤務条件調査から抜粋)

（４） 職員の超過勤務時間等の推移について

職員の年間超過勤務時間については、平成 22 年度から平成 26 年度にかけて増加傾向にあり、平成 22 年度の 278,430 時間から平成 26 年度の 336,885 時間へ約 21%の増加となっています。

また、1 人あたりの年間超過勤務時間も平成 22 年度の 149 時間から平成 26 年度の 167 時間へ 18 時間増加しています。

これまでの弛みのない行財政改革の中で、事務事業の見直しに取り組んできましたが、権限移譲や子ども・子育て支援新制度への対応など業務量が増える中で、職員の超過勤務時間が毎年増加している状況となっています。

平成 22 年度～平成 26 年度における年間超過勤務時間等の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
超 過 勤 務 時 間（時 間）	278,430	282,927	300,643	314,269	336,885
超過勤務対象職員数(人)	1,872	1,908	1,919	1,956	2,023
1人あたり超過勤務時間(時間)	149	148	157	161	167

（決算審査特別委員会資料から作成）

（平成 26 年度については、見込値）

平成 22 年度～平成 26 年度における月 45 時間超過者・月 100 時間超過者の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月45時間超過者(のべ人数)	515	624	641	722	1,023
月100時間超過者(のべ人数)	24	20	17	10	37

（職員安全衛生委員会資料から抜粋）

※「月 45 時間超過者(のべ人数)」は、「月 100 時間超過者(のべ人数)」を含む。

III. これからの課題

1. 本市を取り巻く課題

現在の本市を取り巻く課題としては、人口減少と少子高齢化の進行、安全・安心意識の高まり、地球環境問題の深刻化、産業のグローバル化と雇用の流動化、地方分権の進行と新しい公共の広がり、情報通信技術の広がりなど、社会経済状況は急速に変化しており、その先行きは不透明なものとなっています。

特に、人口減少と少子高齢化の進行については、本市においても例外ではなく、総合計画においては、人口は、平成 32 年には約 25.8 万人（平成 20 年実績値で約 27.3 万人）に、生産年齢人口は、平成 32 年には約 15.8 万人（平成 20 年実績で約 17.6 万人）にまで減少するとともに、高齢者人口は平成 32 年には約 7.2 万人（平成 20 年実績で約 5.8 万人）にまで増加することを想定しています。

このように、高齢化の進行により、保健、医療、介護などの福祉サービスの需要が増加するとともに、労働力の不足により、税収入の減少と社会保障関係経費の増大は避けられない状況となっています。

そのため、国において「まち・ひと・しごと創生」を掲げ、この人口問題に国をあげて取り組む方針が示されており、本市においても、地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を行いながら、この課題に取り組む必要があります。

また、地方自治法の改正により、特例市制度が廃止されるとともに、本市の人口規模においても中核市への移行が可能となったことから、基礎自治体が担うべき役割と責任の範囲が拡大される中で、さらに発展的に多様な市民ニーズや地域ニーズを把握し、戦略的に施策を推進し、地域の実情に沿ったまちづくりを行う必要があります。

さらに、本市においては、八尾スタイルの地域分権を推進しているところですが、さまざまな市民活動が成熟する中、多様な活動主体が各々の活動を通じて各種サービスを提供する力を蓄えてきており、こうした活動主体と行政の連携・協働によりまちづくりを進めていく必要があります。

2. 財政の課題

社会経済状況が目まぐるしく変化する中、少子高齢化の急速な進行や、人口減少、特に生産年齢人口の減少に伴う税収入の減少が見込まれる中、社会保障関係経費や大規模な自然災害に備えた災害に強いまちづくりなどの財政負担が増大し、財政の硬直化がさらに進むことが懸念されます。

(1) 歳入に関する見通し

① 本市の市税収入の状況

国の経済政策、いわゆるアベノミクスなどの影響により、景気が上向き傾向にあるものの、全国的に人口減少や少子高齢化が急速に進行し、今後生産年齢人口は減少する見込みであることや、法人市民税については、税率の引き下げが予定されていることなどから、市民税収入の増加は見込みにくい状況となっています。

また、固定資産税（土地）についても、数年前から地価の下落は下げ止まると言われながら、全国平均では引き続き下落しており、同じく収入の増加は見込みにくい状況となっています。

② 国の地方財政計画

平成 27 年 2 月に国会に提出された「平成 27 年度地方財政計画」では、「平成 27 年度においては、地方交付税などの一般財源総額について、地方創生のための財源などを上乗せして、平成 26 年度の水準を相当程度上回る額を確保」とされており、今後、国のマクロベースでの見込みと本市の実際の歳入との乖離を注視していく必要があります。

(2) 歳出に関する見通し

① 人件費

人件費については、集中改革プランの取り組みや人事院勧告に基づく給与見直しなどにより減少してきましたが、今後は、中核市移行による事務量の増加などを見据えた職員数の適正規模を確保する必要があり、増加していくことが見込まれます。

人件費については、その多くが一般財源により賄われることから、業務執行のさらなる効率化や、業務の担い手を見直すなど、行政の事務執行のための仕方を見直すなどにより、総人件費を抑制していくことが必要です。

② 扶助費

扶助費については、少子高齢化の進行などにより増加してきており、今後もこの傾向が続くものと推定されます。

扶助費については、ナショナルミニマムの考えから、国庫支出金などが財源となっているものが多いものの、市の負担が一定求められるものが大半であり、市独自に抑制することは困難なため、引き続き適正な執行を行っていくことが必要です。

③ 公債費及び償還財源

公債費については、これまで毎年度 90 億円弱で推移してきましたが、平成 23 年度以降重点的に取り組んできた学校園施設をはじめとする公共施設の耐震化工事やＪＲ八尾駅周辺整備事業、八尾図書館の建て替え工事などの大規模事業に係る起債の償還が始まることにより増加し、当面の間、90 億円台を推移するものと見込んでいます。

償還財源は、交付税非算入部分や市単独の起債については、市税などの一般財源から捻出する必要があるため、交付税措置がない起債については、発行を抑制していくとともに、一般財源を確保していく必要があります。

④ 投資的経費

投資的経費については、道路や橋りょう、公共施設などインフラ資産の老朽化が進んできており、維持補修のために必要な投資額は増加していくと見込んでいます。

そのため、新たな大規模事業に取り組む場合には、必要な事業規模を見極めるとともに、国庫支出金などの財源確保に努め、また、全体の事業費の平準化を図るなど、次世代の過度な負担とならないよう事業の選択と集中を行う必要があります。

3. 人員の課題

(1) 人員配置

① 少子高齢化の進行への対応

平成 32 年度には本市人口は約 25.8 万人に減少すると見込まれ、その後の人口減少も想定されている中、高齢者人口が平成 32 年度には約 7.2 万人にまで増加することが想定されています。

このような将来的な人口減少も見据えつつ、現在の本市を取り巻く課題である少子高齢化の進行への対応が必要となりますが、これまで以上に高齢者人口が増加すると、介護などの福祉サービスの需要がさらに増加することが見込まれ、これに対応していく体制も必要となります。

② 中核市への移行に向けた対応

中核市への移行により基礎自治体が担うべき役割と責任の範囲が拡大する中で、さらなる人材育成や職員の意識改革も求められることはもちろんですが、移行に伴う権限移譲に対応するためには、人員体制の整備が必要となります。

具体的には、保健衛生行政に関する事務、民生行政に関する事務、環境行政に関する事務など、数多くの事務に対応する必要があり、各部門の業務量に対応した必要な職員数を確保しなければなりません。しかしながら、持続可能な行財政運営を進めていくためには、十分に精査した必要最小限の職員配置で対応し、他の中核市との比較などにより、一定の目安を定める必要があります。

また、一般的な事務に従事する職員だけでなく、保健所の設置などに伴い、医師、保健師など高い専門性が求められる専門職の任用を行っていく必要があり、円滑な権限移譲を進めることができるよう、大阪府と連携を密にし、既に中核市に移行した他団体の事例も参考にしながら、人材の確保と育成に取り組んでいくことが必要となります。

③ 適正な人員配置の必要性

これまで本市では、少数精鋭による職員体制の維持を基本的な考え方として、複数年にわたる定年退職者などの状況を参考に、退職者補充を原則として計画的な職員採用を実施してきました。

60 歳定年及びその後の再任用という現行制度において、22 歳で大学を卒業し職員として採用するというモデルでは、40 年以上勤務する者を人材として確保することとなります。

そのため、短期的な視点だけではなく、中長期的な視点に立って検討を進めていかなければなりません。

また、現状において、毎年 40 人程度が取得する育児休業職員の状況や、全庁的に職員の超過勤務時間が年々増加する中、平成 26 年には「過労死等防止対策推進法」が施行され、さらなる長時間労働防止の取り組みも必要となっており、少数精鋭の職員体制は維持しつつも、今後本市が想定される諸課題に対応できる体制整備を図ることが求められます。

将来的な人口減少を見据えつつ、人口動向の推移も見極めながら、常に適正な人員配置に努めていくためには、退職者補充を原則としたこれまでの採用方針で対応することは困難となってきます。

介護などの福祉サービスの需要の増加や、中核市への移行による業務の増加も見込まれるため、他の中核市との比較において、平均的な水準を目安としながら、本市の特色を活かしつつ、少子高齢化の進行を踏まえた適正な職員配置に努めていく必要があります。

(2) 女性の活躍と働き方の見直し

① 女性の活躍を支える仕組み

国においては、急速な少子高齢化の進行などの社会経済状況の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を図るため、女性登用策の柱の一つとして、「2020 年に指導的地位に占める女性の割合を 30%にする。」という政府目標を掲げるなど、女性の登用は、国をあげての取り組みとなっています。

本市としても、新たな発想による政策提案や行政サービスの実施を進めていくため、事業主として、女性が個性と能力を十分に発揮できる組織として引き続き積極的に女性を任用し、昇任昇格に伴う管理職や監督職への登用についても、これまで以上に積極的に進めていく必要があります。

さらに、子育てや介護を担う職員の持つ経験を最大限発揮できるよう、効果的な職員配置手法の検討が必要になってきています。

女性職員がこれまで以上に活躍することができる組織づくりを進めていくためには、超過勤務を前提とした時間配分の仕事の仕方を見直し、成果に着目した評価の視点を重視することにより、効率的な業務の遂行とワーク・ライフ・バランスの確立が必要となります。そのためには、職員の意識の変革を促し、女性のみならず男性も含めたすべての職員のこれまでの働き方や仕事の仕方を見直す新たな方針づくりが求められます。

② 育児経験を仕事に活かす

これからの行政運営は、新たに生み出したものを活用するのではなく、今あるものをいかによりよく活用していくことができる仕組みを構築していくかが課題となります。

行政資源は、いわゆる「ヒト・モノ・カネ」と言われますが、その中でも「ヒト」である職員は重要な行政資源であり、様々な能力・適性を有した職員が、その持ちうる能力を最大限に発揮し、組織力の向上につなげるための仕組みづくりが求められます。

例えば、毎年度 40 人程度が存在する育児休業取得中の女性職員は、育児休業中にそれぞれの地域において、その地域の一市民として生活し、子どもとともに地域とつながり、地域での経験を積んでいくことができます。

そういった地域経験を積み重ね、地域力・市民力を向上させた職員が、復職後には、その経験を新たな政策提案や行政サービスの向上にフィードバックさせることができるといった、女性職員が活躍できる組織づくりが求められます。

IV. これからの行財政改革

1. これからの行財政改革の方向性

第2章及び第3章にて、これまでの成果と現状や今後の課題をとりまとめてきました。このような状況のもと、市民ニーズがより複雑多様化する中にあっては、これまで行財政改革に取り組む中で、歳入の確保、事業費や人件費の歳出の抑制を図ってきたものの、財政状況は、依然として厳しい状況にあります。限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、持続可能な行財政運営を行うことが、市民の信頼に応える行政の責任であり、必要な取り組みとなります。

特に、本市を取り巻く課題として挙げた「人口減少と少子高齢化の進行」に関しては、国レベル、あるいは地方の問題ということではなく、本市としても、市民生活に根差した将来展望をしっかりと見据え、対応することが必要となります。

これまでの第1期及び第2期行財政改革プログラムに基づく行財政改革の取り組みにおいては、約800事業に及ぶ事務事業の総点検を元に、事務事業レベル、あるいはこれを構成する個々の業務レベルにおいて、取り組みの内容や目標年次を明らかにしながら、着実にその取り組みを進めてきました。

しかしながら、事務事業レベルにおいては、一定の取り組みが行われたことを考慮すると、その成果については引き続き活かしつつも、これまでどおりの手法のみでは、新たな課題に対応することは困難となってきました。

一方、第2期行財政改革プログラム・第2期行財政改革アクションプログラムにおいては、事務事業レベルの取り組みではなく、出張所機能の再編や公民協働手法の活用による窓口業務の外部委託などの今後の行政運営のあり方といった取り組みにも着手してきたところです。

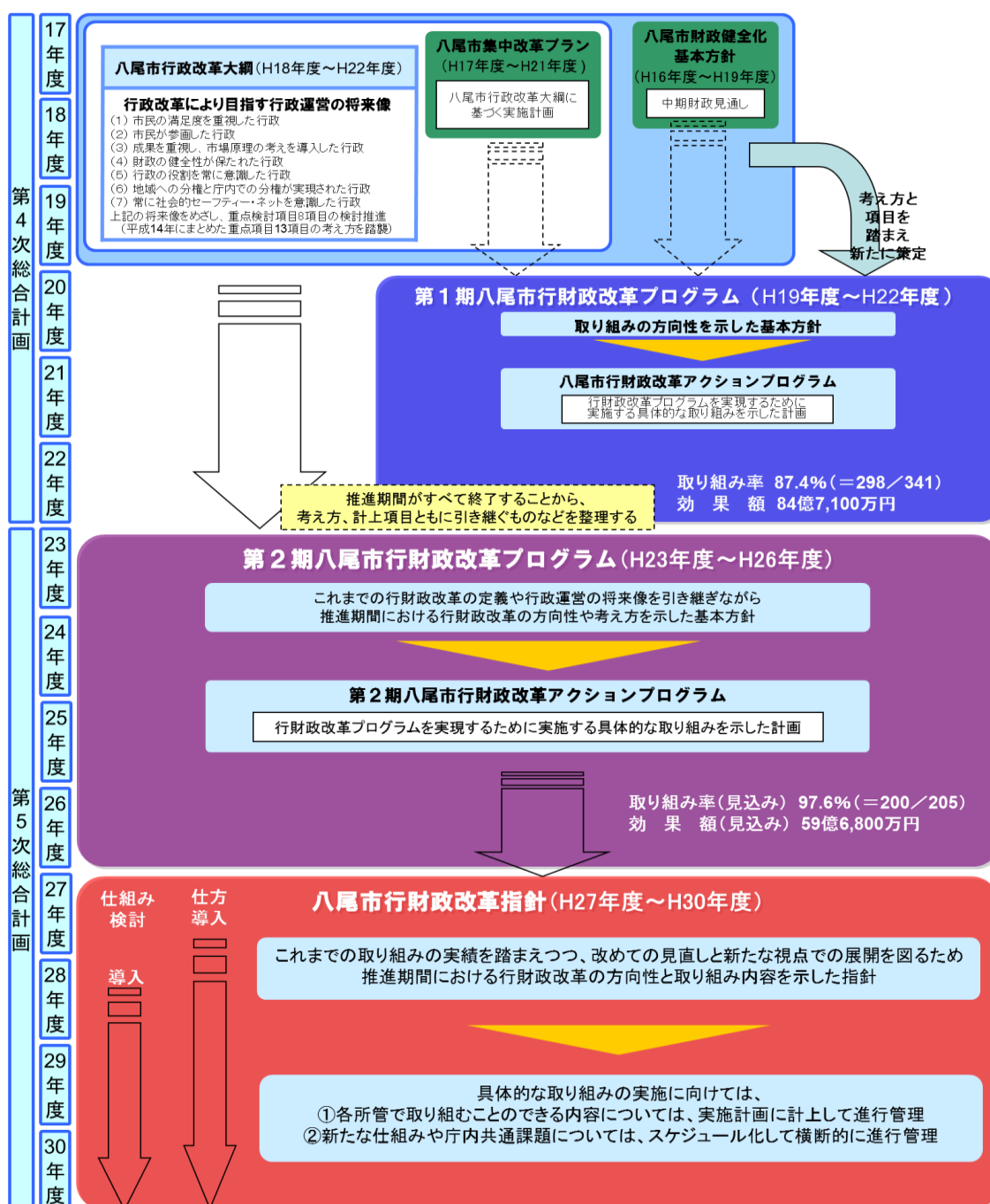
このことから、今後の本市における行財政改革の推進にあたっては、将来都市像の実現に向けて政策を推進する、施策を展開する、事務事業を実施するという一連の流れの下支えする行財政改革となるよう、行政運営のあり方を見据えた取り組みとすることが必要です。

そのため、これからの行財政改革の取り組みとして、施策の推進において、優先順位を意識した「選択と集中」を行うとともに、歳出の削減のみならず、これまでの「行政や財政の仕組み」や「行政の仕事の仕方」を変えるということに焦点を置いた取り組みを進めていきます。

2. 新たな行財政改革の取り組み

第1期（平成19年度～平成22年度）、第2期（平成23年度～平成26年度）までの取り組みを踏まえ、今後の行財政改革の取り組みを進めます。

これからの行財政改革は、これまでの中期財政見通しをベースにした4年間の歳入確保と経費削減の枠組み、つまり、行財政改革プログラムのもとに行財政改革アクションプログラムを定めて具体的な行財政改革に取り組むことで4年間の財源を確保するという方法により取り組んできましたが、今後は、すべての所管において、財源の枠組みを意識した事業選択を行いつつ、常に仕組みや仕方を見直ししながら事業を実施する仕組みへと変化させます。



3. 新たな目標と推進の視点

これまでの行財政改革プログラムにおいては、「市民とともに歩む」「市役所が変わる」「公共サービスを変える」という3つの推進目標を掲げて取り組みを推進してきました。

これからの行財政改革の取り組みについては、これらの推進目標を基本としつつ、限られた行政資源を最大に活用するために「選択と集中」を行うとともに、これまでの「行政や財政の仕組み」や「行政の仕事の仕方」を見直しながら、『持続可能な行財政運営を行う』ことを新たな目標とします。

新たな目標「持続可能な行財政運営を行う」

- 視点1 「選択と集中」を図る
- 視点2 「行政や財政の仕組み」を変える
- 視点3 「行政の仕事の仕方」を変える

第1期第2期における推進目標と 具体的取り組み

「市民とともに歩む」

- ・ みんなでまちを創る
- ・ 市民ニーズに応える
- ・ 自治体経営が見える

「市役所が変わる」

- ・ 職員が変わる
- ・ 組織が変わる

「公共サービスを変える」

- ・ サービス実施主体の見直し
- ・ 都市の関係を変える
- ・ 行財政の健全化

指針における新たな目標と 視点を踏まえた重点的な取り組み

「選択と集中」を図る

- ・ 政策の柱となる施策の重点化
- ・ 事務事業実施におけるサービス水準の見直しと最適化

「行政や財政の仕組み」を変える

- ・ まちづくりの視点を変える
- ・ 公共施設のあり方を変える
- ・ 行政運営の仕組みを変える
- ・ 財政運営の仕組みを変える
- ・ 職員の働き方と意識を変える

「行政の仕事の仕方」を変える

- ・ 業務フローの見直し
- ・ サービス実施主体の見直し
- ・ 費用負担のあり方を見直し

4. 推進期間と推進体制

(1) 推進期間

平成27年～平成30年（4年間）

(2) 推進体制とスローガン

行財政改革推進本部にて方針確定し、行政改革推進員を中心に全庁的に推進をしていくこととします。

なお、推進体制については、これまでの体制を活かし行財政改革推進本部・各部局行財政改革推進会議の仕組みを引き続き活用しますが、今後の取り組みは、仕組みや仕方を見直すことを視点としているため、全ての職場での議論を進め、全職員が参加し、考えることが大切です。

職場においては、限られた財源と人材で最大限の効果を生み出すために、職員が考え、行動し、それぞれが持つ強みを活かすことで組織力を高めることができます。また、行政課題が複雑多様化する中であっても、多様な人材の活用により新たな展開へと発展することができます。

スローガンとして、**「みんなで取り組む行財政改革」**
を掲げて取り組みます。

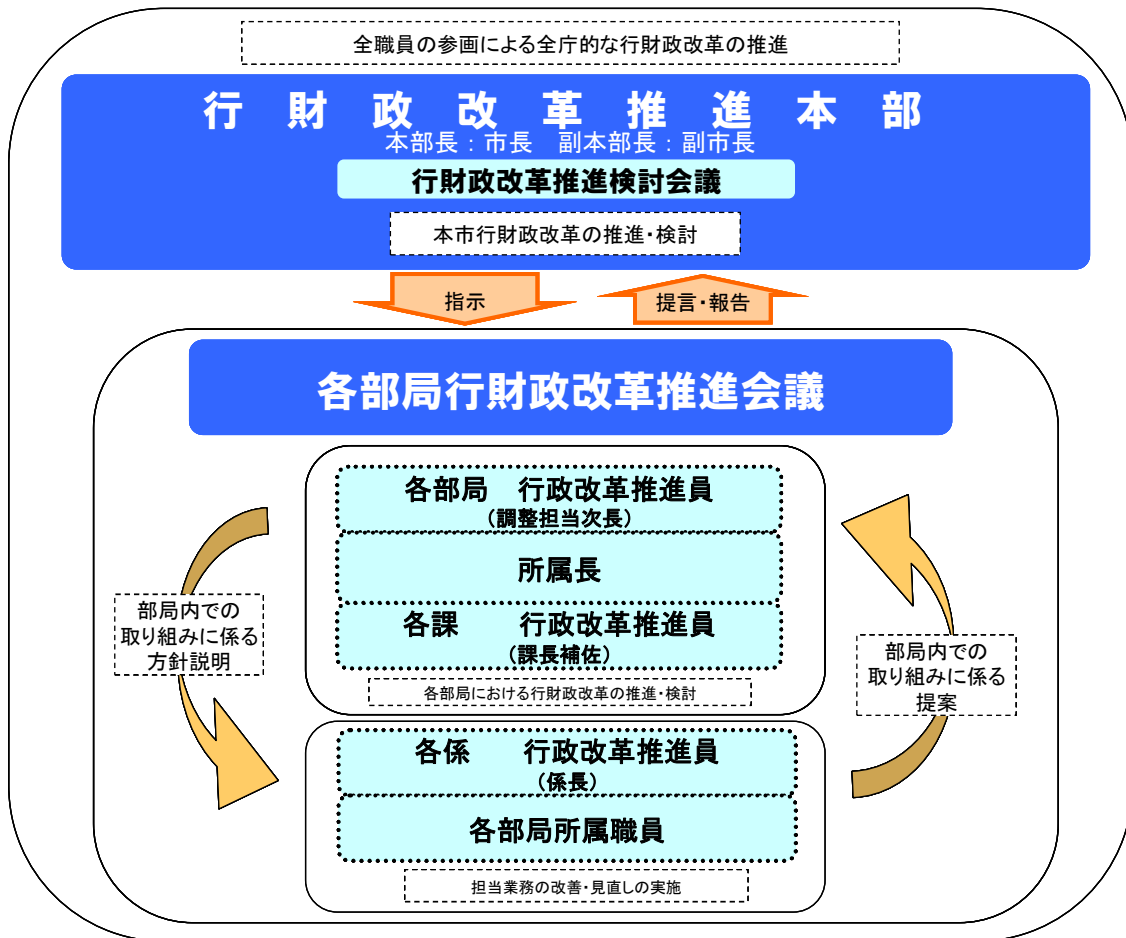
(3) 推進方法

推進方法については、これまで行財政改革アクションプログラムとして管理し、実施をしてきた事務事業レベルでの見直しについては、今後は、事業の推進の一環として各所管にて実施計画に計上し、管理をしていくものとします。

また、新たな仕組みを作ることや庁内の共通課題として重点的に見直しや取り組みを行うものについては、スケジュール化し進捗管理をしながら、横断的に取り組んでいくものとします。

各部局の行政改革推進員の役割としては、新たな仕組みを構築し、各課の行政改革推進員の役割としては、事業の仕方を再検討し、各係の行政改革推進員の役割としては、身近な業務改善に取り組むというように、重層的に役割を担うことによって、市全体で一丸となって行財政改革に取り組む体制を確立します。

行財政改革の推進体制



V. 行財政改革の具体的な取り組み

持続可能な行財政運営の実現をめざすため、人口減少と少子高齢化の進行の状況を踏まえつつ、将来に過度の負担を残さないようにすること、将来に向けて効果のある事業を選択していくこと、時代の変化に柔軟に対応しながら効率的な仕組みを取り入れつつ、より効果的なやり方を取り入れることに取り組んでいく必要があります。

1. 視点1 「選択と集中」を図る

「選択と集中」を図るということには、将来性をしっかりと見定めて事業を選択していくこと、市民とともに最適なサービスの水準を定めていくことをめざす考え方です。

具体的には、重点施策に寄与する事務事業については、集中的に行政資源の投入を図るとともに、より充実した内容で実施します。また、それ以外の取り組みについては、施策への寄与度や行政関与の必要性について、改めて見直しを行い、引き続き行政が実施主体となる場合にあっては、事業実施手法の変更や財源の確保などについて検討を行い、行政に求められる必要性の範囲において、事業展開を図っていくものとします。

そのため、本指針の計画期間においては、財源として、国庫支出金などの特定財源の確保や、地方交付税算入のある地方債の活用などに努め、一般財源を重点施策に重点的に予算配分できるよう努めるとともに、効率的な事業運営を徹底し、将来に過度な負担を先送りしない持続可能な財政運営を行ってまいります。

【重点取り組み内容】

（１） 政策の柱となる施策の重点化

重点施策に寄与する事務事業については、集中的に行政資源の投入を図ります。

取り組み例

○ 重点化する施策を選択する

総合計画における６つのまちづくりの目標の達成に向け、また、「市政運営の基本方針」やその他本市を取りまく状況を踏まえ、重点化する施策を選択します。

○ 重点施策を効果的に実現する

重点施策の実現に寄与する事務事業（施策目標の達成に資する事務事業）を明らかにします。事務事業の選択に際しては、施策担当課による調整を行います。

○ 重点施策に集中する

重点施策に寄与する事務事業については、財源や人材を集中的、効果的に投入します。

（２） 事務事業実施におけるサービス水準の見直しと最適化

事務事業において、施策への寄与度や将来に向けた行政関与の必要性について、改めて見直しを行い、引き続き行政が実施主体となる場合にあっては、事業実施手法の変更などについて検討を行い、行政に求められる必要性の範囲において、事業展開を図っていくものとします。次に、事業展開を図るにあたっては、総合計画の実現に向けた、部局マネジメント目標や実施計画策定時に、財源の枠組みを明らかにしながら、効率的効果的な財源配分を行うための点検と再構築を行っていくものとします。

取り組み例

○ 施策への寄与度を測る

施策実現のための事務事業となっているのかどうか、改めて見直しを行います。特に、事業効果を生み出すための最適な手段となっているかどうかを検証します。

○ サービス実施主体の見直しをする

現在の社会経済状況における「公民協働推進にあたっての公共サービス（事務事業）分類」を用いてサービス実施主体の見直しを行います。そもそも市民に必要かどうか、また、実施する主体は行政なのか、または、公民協働による手法は適切かという視点での点検を実施します。その際、持続可能性を踏まえた判断を行っていくものとします。

○ 事業内容を精査する

新たに計画する事務事業については、二重投資にならないよう、実施計画上の事業目的が異なっている場合でも、めざす事業効果が同様の事務事業や、対象者が重複している事務事業がないか、事業内容を精査します。

○ 事務事業のスリム化を図る

継続実施の必要な事務事業については、事業規模そのものの縮小ができないかどうかの見直しを行います。

- ・ のぼす（事業終了期限の延伸、事業着手時期の延期など）
- ・ 下げる（所得や年齢などの対象範囲を絞り、事業対象数を下げるなど）
- ・ 減らす（事業規模を縮小する、事業費を縮減するなど）
- ・ とめる（事業を休止する、事業を廃止するなど）

○ 財源面での事前評価を実施する

事務事業を新規に計画する場合には、財源構成を明らかにしたうえで事業提案を行うこととし、事務事業を実施計画に計上する際は、綿密な事前評価を行います。

また、実施計画に計上した大規模な投資的事業については、基本設計後に再度実施計画計上時の計画内容との比較点検を行い、事業規模の拡大を防ぎます。

○ 確実な歳入を確保する

国庫支出金をはじめとした特定財源については、事業担当課において、事業計画時の額が確実に確保できるよう、事業の執行管理を行います。

また、交付申請時をはじめ、定期的に事業の進捗と経費及び財源とをあわせて点検し、一般財源負担の増加が見込まれる場合には、一般財源の支出が予算額を超えないよう、事業の再構築も視野に入れた見直しを行います。

2. 視点2 「行政や財政の仕組み」を変える

現在実施しているあらゆる取り組みにおいて、これまでの行政の仕組みを見直すことや、財政の仕組みを見直すことなどにより、「仕組みを変える」ことに取り組むものとします。

【重点取り組み内容】

(1) まちづくりの視点を変える

人口減少と少子高齢化が進む中で、地域特性に応じて事業を展開するという視点から施策を推進します。また、一人ひとりの市民が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域コミュニティを支える仕組みをつくります。

取り組み例

○ 出張所を地域拠点として機能再編する

地域と向き合う施策を推進する拠点として、出張所を拠点に地域課題に応じた事業を展開し、地域のまちづくりを支える仕組みへと機能を高めます。

○ 地域福祉を推進するネットワークを拡充する

多種多様化する福祉的ニーズに総合的に対応する仕組みを確立するため、行政と社会福祉協議会が連携して地域福祉を推進するネットワークを拡充し、地域の既存組織とともにセーフティーネットの機能を強化します。

(2) 公共施設のあり方を変える

人口減少や少子高齢化の進行により、公共施設を取り巻く市民ニーズが変遷する中、将来を見据えた効率的・効果的な行政サービスを提供していくため、公共施設のあり方について検討する仕組みをつくります。

取り組み例

○ 公共施設マネジメントを推進する

公共施設マネジメント基本方針に基づき、公共施設の長寿命化を図るための仕組みを導入し、効率的・効果的な維持管理を進めるとともに、施設のライフサイクルに着目した再編や再配置等、計画的な機能更新に取り組みます。そのため、情報の一元管理や公共施設マネジメントを推進するための体制づくりに取り組みます。

（３） 行政運営の仕組みを変える

社会経済状況の変化に対応しながら、中核市への移行を見据え、さらに効果的な行政運営と市民に身近な行政課題に柔軟に対応できる組織体制や行政評価の仕組みをつくります。特に、中核市への移行に際しては、業務範囲や組織が拡大するため、内部統制の強化を重視しながら推進します。

取り組み例

○ 持続可能な行政運営のための組織体制を構築する

新たな行政課題への対応や中核市への移行に向け、自らの判断と責任により、市民に最も身近な基礎自治体が行政サービスを担い、きめ細かなサービスの提供を行うための組織体制を構築します。

また、市民に身近な行政課題に迅速かつ的確に対応することができるよう、庁内分権を進め、持続可能な行政運営を担うことができる体制づくりを行います。

○ 外部評価の仕組みを導入する

継続して実施している事業などについて、その効果を客観的に評価するため、外部から評価を行う仕組みの導入を図ります。

（４） 財政運営の仕組みを変える

総合計画に基づく実施計画の重点施策を着実に推進しつつ、将来に過度な負担を先送りしない、持続可能な財政運営の仕組みをつくります。

予算執行においては、貴重な財源を有効活用するため、国の政策とも歩調を合わせながら、より一層の選択と集中により、重点施策へ予算を重点配分するとともに、執行管理を強化し、適切な時期に点検を重ねながら、効率的な事業運営を徹底します。

取り組み例

○ 国庫支出金などの特定財源を確保する。

事業計画の策定にあたっては、できる限り国庫支出金などの特定財源の確保を行います。

○ 重点施策への予算の重点配分を行う

限られた財源を有効に活用し、重点施策を着実に進めるため、より一層の選択と集中により重点施策へ予算を重点配分する予算編成を行います。

○ **将来負担を見据えた地方債の発行と無理のない公債費負担をする**

人口減少や少子高齢化社会に対応し、将来に過度な負担を先送りしないよう、地方交付税措置のある地方債の活用や事務事業のスリム化により、公債費負担の平準化を図ります。

○ **効率的な事業運営、事業効果を重視した予算執行管理をする**

歳出の削減を図るため、効率的な事業運営を徹底し、最少の経費での事業運営を行います。

(5) 職員の働き方と意識を変える

市民サービスの向上に資するとともに市民ニーズの多様化や社会経済状況の変化に対応し、さらなる行財政改革に取り組むため職員の働き方や意識を変える仕組みをつくります。

取り組み例

○ **持続可能な行財政運営のための職員体制を構築する**

人口減少や少子高齢化の進行、中核市への移行等に対応するため、適正な職員配置に努めるとともに、地域の人材活用等により多様な人材の活用を図ります。また、人事評価制度の見直しなどにより、評価を給与などに反映し、人件費の適正配分に努めます。

○ **女性が活躍できる職場づくりをする**

平成32年度までに管理監督職の女性職員比率を40%にすることを目標に、働きがいのある職場をつくり上げていくため、職員として採用され、昇任昇格を経て退職するまでのキャリアデザインを再構築し、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した、新たな働く仕組みを導入します。

3. 視点3 「行政の仕事の仕方」を変える

国や府からの権限移譲などによる事務量の増加に対応し、かつ施策目的の達成及び市民サービスの向上を図るため、市が直接実施する業務を「施策立案」「許認可」「折衝」など、いわゆる公権力の行使といわれる業務や職員にしかできない、職員だからできる業務にシフトさせ、事務事業（業務）の実施手法を大胆に見直すなど、これまでの仕事の「仕方を変える」ことに取り組みます。

【重点取り組み内容】

（１） 業務フローの見直し

業務フローの見直し、マニュアル化を実施することにより、効率性の高い、迅速で正確な業務の実現をめざします。

取り組み例

○ 窓口における各種申請・届出業務フローの見直し

マイナンバー制度の導入を契機に、窓口における各種申請・届出業務にかかる業務フローを見直します。

（２） サービス実施主体の見直し

現在の社会経済状況における公民協働推進にあたっての「公共サービス（事務事業）分類」を用いて実施主体の見直しを行います。

ステップ1：そもそも市民に必要なか。

ステップ2：実施主体は行政か。

ステップ3：直営か、公民協働か。公民協働はどのような手法か。

取り組み例

○ 提案型公共サービス実施制度の有効活用

これまでの制度活用の実績に基づき、より効果的で効率的な制度運用により、事務事業の仕方を変える取り組みを促進します。

○ 指定管理者制度の導入

指定管理者制度をすでに導入している公の施設の実績に基づき、今後、効果の見込める公の施設に新たに導入を図ります。

（３） 費用負担のあり方の見直し

社会経済状況の変化や受益者負担の公平性の確保などの観点などから、現在の費用負担のあり方について検証し、将来的な更新・ライフサイクルコストも踏まえた、費用負担の適正化を図ります。

取り組み例

○ 手数料・使用料の見直し

手数料・使用料の適正化を図ります。

VI. 用語説明

◆あ行◆

ICT (Information and Communication Technology)

主にパソコンや携帯電話などを利用した、コンピュータやデータ通信に関する情報通信技術を総称的に表す語のことをいいます。

アベノミクス

安倍内閣の経済財政政策のことをいいます。長引くデフレからの早期脱却と日本経済の再生のため、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」として、一体的に取り組むこととしています。

◆か行◆

基金

地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けた財産のことをいいます。

協働

2 人以上の者が、同じ目的のために、協力して働くことをいいます。

行財政改革推進本部

行財政改革に関する意思決定を行う機関として位置づけている会議のことをいいます。市長を本部長、副市長を副本部長とし、病院事業管理者、水道事業管理者、教育長、政策企画部長、総務部長、人事担当部長、財政部長、教育次長、その他本部長が出席を命じた者を本部委員として構成しています。

健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして定められた4つの財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のことをいいます。

公営企業

地方公共団体が経営する企業のことであり、本市においては、公共下水道事業、水道事業、病院事業のことをいいます。

公益法人制度改革

平成 20 年 12 月 1 日に施行された公益法人制度改革関連 3 法により実施された、公益法人制度の抜本的な制度改革のことをいいます。民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度などが創設されました。

公債費

地方債（市の借金）の返済に必要な経費のことをいいます。

公債費比率

当該地方公共団体の一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率のことをいいます。

公民協働

市民・事業者・行政が公共サービスの目的と成果を共有し、適切な役割分担に基づき新たな協力関係（パートナーシップ）を構築していくことをいいます。

行政評価

様々な市の取り組みについて、目的を明確にし、取り組みの実績や成果を数値などで表すもので、この数値などを用いて、取り組みの現状を把握し、今後どのような取り組みをしていくかの評価を行うことをいいます。

行政改革推進員

本市の行財政改革を全庁的な取り組みとして全職員の参加により進めていくための推進役のことをいいます。各部局行政改革推進員には各部の部次長を、各課行政改革推進員には各課の課長補佐を、各係行政改革推進員には各係の係長級を指名し、各職場において改革と改善の両方向から取り組みを進めています。

権限移譲

現在、国や府が担っている事務について法律や条例により、その権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすることをいいます。より多くの権限移譲を受けている市町村は、自己決定の度合いが高まることにより、地域住民の意向を反映した主体的な意思決定や地域の特色を活かした行政の展開が可能となります。

公共公益施設整備基金

公共公益施設の整備及び大規模修繕などに活用するための資金を充てる基金をいいます。

校区まちづくり協議会

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第10条の2に定める組織であり、小学校区を基本として活動する地域の自治組織を基盤に、地域で活動する団体などが、それぞれの目的や活動を尊重し合い、連携・協力することで、様々な取り組みについての広がりや、地域で対応できる社会的な課題の解決を図る組織のことをいいます。

高齢者人口

65歳以上の人口をいいます。

◆さ行◆

財政調整基金

経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合など、予期しない収入減少や支出増加に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源不足が生じる年度に活用する基金をいいます。

三位一体の改革

平成16年度からの3年間において、政府が進めた国と地方を通じた税財政の改革のことをいいます。国庫補助負担金の廃止・縮減（国の地方公共団体への関与を見直す）・税源移譲（国から地方公共団体へ）・地方交付税制度の改革（税源移譲に伴い、地方交付税に依存する団体がほとんどを占めている状況を見直すなど）の3つが一体的に進められました。

指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理について、市の出資法人、公共団体、公共的団体に加えて民間事業者、NPO法人、ボランティア団体なども含め、議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度のことをいいます。

実施計画

総合計画において定められたそれぞれの施策における「めざす暮らしの姿」を実現するため、施策の展開方針を設定するとともに、取り組むべき事業を示しているものをいいます。計画期間は3ヵ年となりますが、社会情勢などの変化を勘案し、毎年度見直しを行います。

実質収支

歳入歳出の差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額のことをいいます。

償還財源

債務を返還するための財源をいいます。

人事院勧告

人事院が国家公務員の給与・勤務条件などの待遇の改善について、国会及び内閣に勧告すること、また、その勧告をいいます。

生産年齢人口

生産活動に従事しうる 15 歳以上 65 歳未満の人口をいいます。

セーフティーネット

人々の暮らしに対して安心を提供し、かつ、万が一のときは人々を救済する仕組みのことをいいます。

総合計画

八尾市がめざす将来都市像を明らかにし、その将来都市像を実現するための方向性を示すものをいいます。行政の各分野においても、その理念に沿って計画を定め、政策を推進しています。

現在は、平成 23 年（2011 年）2 月に策定した第 5 次総合計画『やお総合計画 2020』の計画期間であり、平成 32 年度（2021 年 3 月）を目標年次として、将来都市像である「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現に向けたまちづくりを進めています。

◆た行◆

地域予算制度

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に基づき、校区まちづくり協議会が作成した「わがまち推進計画」をもとに自主的・主体的に取り組まれる地域活動に対し、財政的支援（校区まちづくり交付金の交付）を行う制度をいいます。

地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合を、地方公共団体が等しく事務事業を遂行できるよう一定の基準で国が交付する税のことをいいます。

地方公営企業法

地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律をいいます。

地方人口ビジョン

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、策定に努めることとされているものをいいます。地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示するものです。

地方税

その地域に住む住民などが広く共同して負担しあう税のことをいいます。道府県が課す道府県税と、市町村が課す市町村税に区分されます。市町村税の主なものとして、市民税や固定資産税などがあります。

地方贈与税

国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するものをいいます。

地方版総合戦略

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、策定に努めることとされているものをいいます。策定する地域の実情に応じた今後5ヵ年の施策の方向性を提示するものです。

中期財政見通し

社会経済状況や地方財政制度の動向、今後見込まれる人口動態の変化、行政サービスに対する市民ニーズなどを踏まえ、市税や交付税、使用料・手数料などをはじめとする歳入の試算、総合計画に基づき今後展開される施策などを盛り込んだ歳出の試算を行い、中期的な財政収支の見通しを明らかにするものをいいます。

定員適正化計画

適切な職員の総数を管理し、かつ、全体として最も効率的になるよう職員を各部門に配置するための計画のことをいいます。八尾市では、集中改革プランにおいて、公営企業などを含め、平成17年度から5年間(平成17年4月から平成22年4月まで)で4.6%(112人)の純減を図ることとしていました。

提案型公共サービス実施制度

民間事業者などが創意工夫を発揮しつつ、公共サービスが提供できるよう、公共サービスを実施するうえでの作業手順や方法を細かく指定するのではなく、市が求めるサービスの水準や民間事業者などが満たすべき業務の水準を示し、サービス実現の過程や作業は民間事業者などの創意工夫を最大限に活用しながら、委託などの手法によって行う制度のことをいいます。一般的な外部委託では、市から詳細な業務仕様を提示し、民間事業者など業務受託者は、市から示された仕様の通りに業務を完成させますが、提案型公共サービス実施制度では、詳細な業務仕様は示さず、民間の観点から仕事のやり方も含めて提案を受け実施するものです。

投資的経費

道路、学校、公共施設の建設や用地購入など社会資本の形成に資する経費をいいます。

◆な行◆

内部統制

住民の福祉を増進するために、地方公共団体の事務が、地方自治法の定めるところにより、適法かつ正確に行われるのみならず、経済性、効率性及び有効性の観点からも適切に執行され、その資産が適切に管理されるように、管理責任者によって構築される組織及び事務執行における全ての手続き、または手段並びに記録から構成されている制度をいいます。

ナショナルミニマム

国家が国民に対して保障する最低限の生活水準をいいます。

◆は行◆

P F I (Private Finance Initiative)

国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を民間の資金やノウハウを活用して行う手法のことをいいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいいます。

部局マネジメント目標

総合計画の実現に向け、部局長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図ること、職員が目標を共有し、職務に励むことにより、組織としての力を最大限に引き出すこと、部局が重点的に取り組む事業やその成果を、市民に分かりやすく説明することを目的に実施しているものをいいます。年度当初には、当該年度の部局の目標や重点的に取り組む内容を「当初ビジョン」として宣言し、また、次年度計画の策定期間には、市として重点的に取り組む内容の選択に向けての目標を「次年度ビジョン」として設定しています。

普通会計

普通会計とは、総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分のことをいいます。

◆ま行◆

まち・ひと・しごと創生

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生をめざすものをいいます。「まち・ひと・しごと創生法」において、その理念などについて定められています。

マニフェスト

選挙において、有権者に政策本位の判断を促すことを目的として、政党または首長・議員などの候補者が発表する公約集のことをいいます。

◆や行◆

八尾市行政改革大綱

平成 12 年 8 月に八尾市における行財政改革の基本的な方向を示すため策定した計画をいいます。また、平成 18 年 3 月には、平成 13 年度から 17 年度までの取り組みの成果及び社会環境の変化を踏まえ内容を再編し、平成 22 年度まで推進することとしました。

八尾市財政健全化基本方針

平成 16 年度から 19 年度までの 4 年間を計画期間として、財政健全化の各種取り組みを推進するとともに、財政調整基金及び公共公益施設整備基金の活用により、財源不足を解消することを目標とした八尾市の財政健全化に関する基本的な方針を示したものをいいます。

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例

市民と行政が共にまちづくりを進めていくために、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めた条例（平成 18 年 6 月 1 日施行）をいいます。平成 24 年 10 月 1 日の改正で、校区まちづくり協議会とわがまち推進計画に関する内容を新たに決めました。

八尾市集中改革プラン

平成 17 年 3 月 29 日付の総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、各地方公共団体が平成 17 年度から平成 21 年度までの具体的な行政改革の取り組みを住民にわかりやすく明示し、平成 17 年度中に公表することとされた計画のことをいいます。

八尾市では、行政改革大綱に基づく改善計画の内容を再編・整理し、平成 18 年 3 月に「八尾市集中改革プラン」を策定し、平成 21 年度までの間に推進しました。

◆ら行◆

ライフサイクルコスト

計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をいいます。

臨時財政対策債

地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった特例的な地方債のことをいいます。この臨時財政対策債の元利償還金は、地方財政の運営に支障が生じないように所要の地方交付税措置がなされます。

◆わ行◆

わがまち推進計画

「校区まちづくり協議会」が暮らしに身近なまちづくりや様々な地域活動を進めていくために、当該校区の住民の意見を集約し、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容などを示した計画のことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発などのさまざまな活動について、自らが希望するバランスで無理なく実現できる状態を指し、「仕事」と「仕事以外の生活」の充実の好循環をもたらす考え方のことをいいます。

八尾市行財政改革指針

平成 27 年（2015 年）6 月発行

発行者 八尾市 政策企画部 行政改革課
〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目 1 番 1 号
Tel 072-991-3881（代表）
Fax 072-924-3570
E-mail gyoukaku@city.yao.osaka.jp
八尾市ホームページ <http://www.city.yao.osaka.jp/>
刊行物番号 H27-51
